

桐生市南公園 日常的な管理水準

1 植物管理業務

(1) 留意事項

- ① 各植栽地の管理に当たっては、利用者の安全を確保しつつ、清掃、病虫害防除、施肥、剪定、刈込み、草刈り、控え木撤去・取替え、幹巻、花壇管理、ウメの補植、植物の生育や育成に必要な作業を、適切な時期や方法で実施すること。
- ② 除草剤は原則として使用してはならない（使用にあたっては事前に市長と協議すること）。
- ③ 枯損木や枯枝の早期発見と除去を行う。
- ④ すべての作業において、作業中であることを明示するなど安全対策を図る。

(2) 管理の水準

① 芝生管理

- ・刈り残しやムラがないよう均一に刈込み、除草を行う際には芝生を傷めないように抜き取る。
- ・必要に応じて目土かけや、エアレーション、補植等を適切に行う。

② 植込地及び草地管理

- ・除草は根ごと除去し、除草跡はきれいに清掃する。
- ・草刈りは均一に刈払い、刈跡はきれいに清掃する。

③ 樹木管理

ア 樹木剪定

- ・剪定は必要性や樹種特性に応じて、最も適切な時期と方法で行う。
- ・公園樹木の剪定は、通常、自由形仕立てとし、原則としてぶつ切りは行わない。
- ・過度な繁茂や緑陰が強くなりすぎないように日頃から適切な管理を行うこと。
- ・花木類の剪定は、花芽の分化時期、養生位置に注意する。

イ 生垣手入れ

- ・樹木の特性に応じて切詰め、中透かし等を適切に行う。

ウ 株物刈込み

- ・密生箇所を刈透かし、刈地原形を考慮しつつ適切に刈込む。

エ 施肥

- ・施肥を行う際は、樹木特性や施肥の種類を配慮し、最も効果的な方法で行う。

オ 病虫害防除

- ・病虫害発生 of 早期発見に努め、極力、薬剤を使用しない方法により防除を行う。
- ・薬剤防除にあたっては、農薬取締法等の関連法規やメーカーの使用安全基準

を遵守するとともに、使用量を最小限にとどめるよう努める。

- ・散布に際しては近隣住民や公園利用者に事前周知を行うとともに、健康被害の防止に配慮する。
- ・クビアカツヤカミキリ等の特定外来生物の防除対策を行う。

カ 枯損木処理

- ・原則として地上部のみを撤去する。
- ・支障樹木は原則的に移植する。
- ・生育不良樹等については、樹勢回復や延命措置を総合的に考えあわせ、真にやむを得ない場合に限り伐採を行う。また、伐採にあたっては来園者等に事前周知を行うこと。

キ 支柱管理

- ・不要になった支柱は速やかに撤去する。

ク ウメの生育及び捕植

- ・梅林は市の観光名所として PR に努めていることから、弱剪定、強剪定等を適切な時期に行うこと。
- ・ウメの生育に関し、日頃から専門家等との情報収集を行い管理に努めること。
- ・ウメの捕植を適切な時期に各年 30 本以上を実施すること。
ウメの規格については、樹高 2.0 m 以上、幹周 0.1 m 以上、枝張 1.0 m 以上のものとする。

④ 樹林地管理

作業にあたっては、公園利用者の安全に留意するとともに、皆伐や択伐を行う際は、公園全体の植生を考慮し、周辺住民や自然保護団体へ配慮を行うこと。

ア 皆伐^{かいばつ}

- ・根本から 20 cm ほど残して伐採する。発生材は、園内での有効利用に努める。

イ 択伐^{たくばつ}

- ・伐採に当たって周辺樹木を損傷しないように行う。

ウ 林床整理

- ・利用者に支障となる枯れ木やつる植物、ゴミなどを除去する。

エ 下草刈

- ・樹木や希少植物を損傷しないように注意してきれいに刈取る。

⑤ 伐採木管理

南公園及び公園緑地課所管の公園で伐採等により発生し、南公園駐車場脇資材置場に集積した伐採木について、市民への配布の案内をすること。

2 施設管理業務

(1) 留意事項

- ① 安全面、衛生面、機能面の確保がなされるよう各施設を適切に管理する。

- ② 日常及び定期的な施設の点検と補修修繕、清掃などの保守管理を適切に行う。
- ③ 設備の故障等、緊急時には迅速に対応できる体制を万全に期すこと。
- ④ 小規模な補修等においても、来園者等の安全確保に万全を期すこと。

(2) 管理の水準

① 園地清掃

- ・ 拾い清掃や掃き清掃を適宜組合わせ、特に園路や側溝、園地をきれいな状態に保ち、落ち葉などを溜めないようにする。また、ゴミは分別を行ったうえで所定箇所へ集積・運搬・処分すること。

② 便所清掃

- ・ 作業中は利用者の利便性に配慮すること。
- ・ 衛生器具（便器、手洗い器等）、床、壁、鏡、窓ガラス、照明器具等の清掃を実施し清潔に保つとともに、つまり等にはすぐに対処する。
- ・ 常時ペーパーがあるように補充する。

③ 管理棟清掃

- ・ 床ワックス清掃、窓ガラスやブラインド、照明器具等の清掃を実施し、管理棟を適切な状態に維持する。

④ 排水設備清掃

- ・ U字側溝、排水桝、浸透桝、汚水桝、人孔等の排水設備の性能を維持するため適宜点検を行うとともに土砂等を溜めないように努め、速やかに除去する。

⑤ 電気設備保守

- ・ 電気設備を点検調整し良好な状態を維持するとともに、故障時については適切に対処すること。
- ・ 電気事業法に基づく電気工作物の定期点検を実施する。

⑥ 汚水便槽保守

- ・ 汚水便槽等の保守点検を適切に行うこと。

⑦ 給水設備保守

- ・ 給水設備を定期的に点検調整するとともに、故障時については適切に対処すること。

⑧ 消防設備等保守

- ・ 消防法第17条の3の3の規定に基づき、自動火災報知設備や消火器など、点検報告書を所轄消防署に定期的に提出又は提示する義務のある設備について点検を行う。
- ・ 法令等を遵守し、専門業者による点検を適切に実施すること。
- ・ 点検結果報告書は、所轄消防署へも提出すること。
- ・ 故障等については適切に対処すること。

⑨ 放送設備保守

- ・電力増幅器や周辺機器、通信機器等の点検を適切に実施し、良好な状態を保つとともに、故障等については適切に処理すること。

⑩ 空調設備保守

- ・所定の点検要項に基づき、専門業者による点検を適切に実施し、良好な状態を保つとともに、故障時については適切に対処すること。

⑪ ボイラー設備、給湯設備等保守

- ・所定の点検要項に基づき、専門業者による点検を適切に実施し、良好な状態を保つとともに、故障時については適切に対処すること。

⑫ サービス施設等点検

- ・ベンチ、シェルター等は良好な状態を保つとともに、不良時については適切に対処すること。

⑬ その他

- ・上記に記載のない施設や設備についても、適切な保守点検、維持管理業務を行うこと。

3 運動施設等管理業務

(1) 広沢球場・運動広場・芝生広場

- ① 広沢球場・運動広場及び付帯施設の点検、保全及び清掃を行うこと。
- ② 広沢球場グラウンド・運動広場について、整地、散水を行い適切で良好な状況を保つこと。
- ③ 広沢球場のグラウンドについては、シーズン前にグラウンドに適した追土及び塩化カルシウムを含む表面安定剤を使用し整備すること。
- ④ 芝生については植物管理業務水準と同様に行い、芝刈り、除草等は使用の妨げとならないよう適切に行うこと。
- ⑤ グラウンドレーキ等の手入れを行うこと。
- ⑥ 運動施設利用日は施設の施錠、開錠（広沢球場のみ）、ライン引き、ベース設置等を適切に行うこと。なお、ライン引き、ベース設置等については使用者1使用あたり1回のみ行うものとする。
- ⑦ 使用者に対しグラウンド等の適切な使用を指導するとともに、使用後の整地、後片付け等を行ってもらうよう指導すること。

(2) 庭球コート

- ① 庭球コート及び付帯施設の点検、保全及び清掃を行うこと。
- ② コートの整地、散水等を行い適切で良好な状況を保つこと。
- ③ ブラシ等の手入れを行うこと。
- ④ 運動施設利用日は施設の施錠、開錠、ネット張り等を適切に行うこと。
使用者に対し庭球コートの適切な使用を指導するとともに、使用後の整地、後片付け等を行ってもらうよう指導すること。

(3) 野外ステージ等

- ① 野外ステージ等及び付帯施設の点検、保全及び清掃を行うこと。
- ② 使用者に対し野外ステージ等の適切な使用を指導するとともに、使用後の後片付け等を行ってもらうよう指導すること。